

高知大学日章会個人情報保護規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に準拠し、高知大学日章会（以下「本会」という。）が取り扱う個人情報の取得、管理及び利用を適正に行い、情報の流出や不正アクセス等を防止し、もって個人情報を本会の活動に効率的かつ効果的に利用できるようにすることを目的とする。

(利用目的)

第2条 本会が取り扱う個人情報は、次に掲げる目的に利用する。

- (1) 日章会名簿の送付
- (2) 国立大学法人高知大学の広報資料送付に対する協力
- (3) 会員相互の連絡及び親睦向上
- (4) 学生の就職活動支援
- (5) その他、本会の事業活動に必要で、第4条に定める個人情報保護委員会が認める事業

(適用対象及び範囲)

第3条 この規定は、本会役員及び本会の事業に従事するすべての者に適用し、本会の事業活動に伴う個人情報を対象とする。

(個人情報保護委員会)

第4条 個人情報の管理等を徹底するため、本会に個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

- 2 保護委員会は、本会会長の指名する役員で構成し、その中の一人を委員長とする。
- 3 保護委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(管理体制)

第5条 個人情報の取得、管理、利用は事務局で行い、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）に会長を、個人情報管理者（以下「管理者」という。）に副会長（庶務担当）を充てる。

- 2 保護委員会は、個人情報の管理について、適宜管理責任者から報告を求め、不備がある場合は、これを是正するよう管理責任者を指導する。又、個人情報の取得、利用の適否を判断し、必要な措置を取るよう指示する。
- 3 個人情報の取得、管理、利用に関し、不測の事態が生じた場合、保護委員会は必要な調査を行うとともに、対応策を管理責任者に指示する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、管理者を指揮、監督して、個人情報がこの規定や関係法令に照らして、適正に取り扱われるよう責任を負う。

(管理者)

第7条 管理者は、管理責任者を補佐し、当該部門の実務を担当する。

(個人情報の取得)

第8条 個人情報は、本人の同意の下に取得するものとし、虚偽その他不正の手段により取得してはならない。

- 2 個人情報は、この規定に定める利用目的に限定して取得するとともに、本人に通知しなければならない。

(管理及び利用)

第9条 個人情報、本人の同意を得ずに利用目的を逸脱して取り扱ってはならない。

2 個人情報を継続的に利用するに当たり、個人情報の流出、改竄等が起きないように安全管理に万全を期さねばならない。

3 取得目的が達せられた個人情報は、安全対策を取った上で廃棄する。

(第三者への提供制限)

第10条 本人の同意を得ずに、第三者に対し、個人データを提供してはならない。ただし、本会の利用目的に資する場合及び法令に基づく場合並びに人の生命、身体、財産の保護のため必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合は、この限りでない。

(開示及び訂正)

第11条 事務局は、本人からの問い合わせ等に応じる窓口を設けなければならない。

2 本人から保有個人データの開示、訂正、削除の申し出があった場合、管理責任者は調査をした上で、必要な措置をとり、本人に通知する。ただし、次に掲げるものに該当する場合は非開示とすることが出来る。

(1) 本会の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき

(2) 法令違反となるとき

(委託先の監督)

第12条 個人データの取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先の管理体制を調査の上、流出、改竄等が起きないように万全の措置を取ることを契約で義務付け、又、必要に応じて委託業務の遂行状況を監督しなければならない。

(教育及び研修)

第13条 管理責任者は、個人情報管理の重要性を周知徹底するための教育及び研修を、適宜行う。

(違反への対応)

第14条 この規定の適用対象者がこの規定並びに関係法令に違反した場合、関係法令又は雇用契約等に基づき処分を行う。

(規定の改定)

第15条 この規定の改定は、本会役員会の承認を必要とする。

附 則

1 この規定は、平成17年9月6日から施行する。